

訪問介護基本報酬の引下げに反対し、報酬引上げを求める 意見書

2024年1月22日に厚生労働省から、2024年4月1日より適用される介護報酬単位が公表された。それによると、訪問介護の基本報酬は、身体介護及び生活援助、並びに通院等乗降介助の全てで基本報酬が引き下げられている。しかし、訪問介護は全てのサービス区分の中で、処遇改善加算のアップ率が最も高いので、事業収入全体では影響がないかのように説明されているが、試算すると最上位の処遇改善加算を取得してもマイナスとなる場合もある。

介護事業経営実態調査において、訪問介護が収益率7.8%という大幅な黒字となったことが引下げの理由とのことだが、これは増加の一途をたどっているサービス付高齢者向け住宅等に併設され、サービス提供の効率が高い訪問介護事業者の収益率が高いからである。一方、経営が厳しい小規模事業所は調査に応じる余裕がなく、調査結果は実態を反映していないとする見方もある。併設型の訪問介護は、同一建物内に居住する利用者を回って介護するため、施設介護に近く、地域の中を一軒ずつ訪ねてケアを提供する訪問介護とはカテゴリー自体を分けるべきものである。

訪問介護は、2022年度の有効求人倍率が過去最高の15.53倍となっており、訪問介護職員の高齢化も突出している。喜多方市でも訪問介護のヘルパーの人材不足で利用者の要望に応え切れていない実態がある。また、登録ヘルパーの方の中には、冬期間車の運転を控える方もいるのが実情である。同様に、地域の在宅介護を支えてきた小規模事業者は次々と撤退し、ヘルパー不足でケアプランに必要な訪問介護を組むことができないという悲鳴が全国の現場から聞こえている。

人件費比率が72.2%の訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖・倒産が相次ぐことになりかねない。仮に、処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを賄うことができなくなるからである。

在宅介護の命綱である地域に根ざした訪問介護事業者が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち「介護難民」となる可能性が高い。また、同居する親族がいるケースにおいても、「家族介護」に頼らざるを得ず「介護離職」の増加が懸念される。「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」という国が進める地域包括ケアシステムがますます有名無実化することについても危惧される。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

訪問介護基本報酬の引下げを撤回し、引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

喜多方市議会議長 小林 時 夫

【意見書提出】

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	尾辻 秀久	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿
財務大臣	鈴木 俊一	殿
厚生労働大臣	武見 敬三	殿